

大阪 PCB 処理事業所プラント設備の解体撤去工事实施のための指針

令和 7 年 8 月 6 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. 本指針について

JESCOのPCB処理施設の解体撤去にあたり、全施設に共通するものとして、「PCB廃棄物処理施設の解体撤去にあたっての基本方針」（以下、「基本方針」）及び「PCB廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル（共通編）」（以下、「共通マニュアル」）が定められている。

基本方針には、各事業所の特性に合致した解体撤去の手法・工法・手順・行程とすることとされており、本指針は、大阪PCB処理事業所プラント設備の特性を踏まえ、その解体撤去工事を安全に行うために策定するものである。

大阪PCB処理事業所については、先行工事や事前作業において、一部のプラント設備の解体撤去を終えており、今回の工事は既解体撤去設備及び換気空調設備等の施設の維持管理に必要な機器を除いたプラント設備の解体撤去が対象となる。

※継続して稼働させるプラント設備：換気空調設備及び電気室の電気設備等

2. 解体撤去マニュアル（共通編）の適用

本指針に基づき、今回の工事は「共通マニュアル」を適用する。共通マニュアルには、令和元年度より実施してきた北九州PCB処理事業所第1期施設の先行工事の知見が反映されている。特に、「共通マニュアル」に規定された解体撤去の実施方針である以下の三点を踏まえて、工事を実施する。

- ・周辺環境の保全の徹底
- ・作業者の安全衛生の確保における万全な対応
- ・PCBを始めとする各種環境負荷物質への適正な対応

なお、「共通マニュアル」ではプラント設備の解体撤去工事着手基準までPCBを除去分別することが困難な場合には適正な防護対策を講じた上で解体撤去工事を行うこととされているが、今回の対象工事において、そのような場合は想定されていない。

3. 解体撤去工事の実施計画

JESCOはPCB廃棄物処理施設の解体撤去にあたり、地元自治体と協議のうえ、工事の具体的な内容を定めた実施計画を作成する。今回の工事の実施計画には「共通マニュアル」を参考に、以下の内容を含むものとする。

- ・工事の概要（施設の概要、工事の順序や対象範囲、工事の実施体制、スケジュール等）
- ・工事の対象となるプラント設備のPCB付着状況
- ・工事の環境対策・安全対策（周辺環境のモニタリング、労働安全衛生対策、PCB廃棄物を含む解体撤去物の適正処理等）
- ・工事に関する情報共有・公開についての具体的な方法

なお、工事実施計画は大阪PCB廃棄物処理事業監視部会において説明する。

4. 解体撤去工事にあたっての留意事項

JESCOはPCB廃棄物処理施設を解体撤去する際には、各事業所特有の条件等に対応した個別留意事項を策定することが「共通マニュアル」において規定されており、大阪PCB処理事業所プラント設備解体撤去工事にあっては、以下の点に留意して進めることとする。

- ・西棟と東棟に建築物が分かれており、公道の下に計装用空気配管・工場用空気配管・窒素配管及び高圧ケーブル等の用役配管を設置し西棟から東棟へ接続されているため、プラント設備停止手順や建築物解体の順序を詳細に検討する必要がある。
- ・建築物直近にコンクリートで囲まれた堅牢な構造の外殻付き地下タンク貯蔵施設が連続して67基あり、これらについては、PCB除去分別は他のプラント設備と同時期に計画し進めているが、解体撤去は撤去後の埋め戻し等の地盤補強を行う必要がなく、また、解体撤去に使用する大型クレーンなどの揚重機が建築物の解体撤去と連続的に使用できること等により安全かつ効率的に解体撤去を行うことができるため、プラント設備解体撤去時に合わせて実施するのではなく建築物の解体撤去と同時に実施するものとする。
- ・PCB負荷に応じた小部屋方式で、約300部屋でレベル管理（負圧管理）を行っている。各部屋に設置している装置や機器類によって解体撤去方法が異なるため十分な検討が必要となる。さらに、解体撤去品の搬出経路を確保するためどの壁を撤去するのか、その時期等の検討も必要となる。

5. 工事の進捗状況の確認

工事の進捗状況について、JESCO大阪PCB処理事業部会の委員及び大阪PCB廃棄物処理事業監視部会の有識者に報告し、現場立ち入りを含めて確認いただくこととする。

6. 他事業所への展開

今回の工事は、JESCO他事業所の参考となるよう、工事の実施状況について文書や写真等で記録を残し、これらの経験を展開することとする。

7. その他

本指針は、今後の工事の進捗などを踏まえて適宜改訂を行う。改訂にあたっては、JESCO大阪PCB処理事業部会等において専門家のご意見を伺うこととする。

以上